



宮 崎 県 公 報

平成22年7月20日（火曜日） 第 2201 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○宮崎県総合計画審議会条例施行規則の一部を改正する規則……………（総合政策課） 1

○訓練手当支給規則の一部を改正する規則……………（労働政策課） 1

告 示

○特定計量器の定期検査の実施……………（商工政策課） 2

公 告

○市町村宮土地改良事業の施行の同意……………（農村整備課） 2

規 則

宮崎県総合計画審議会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年7月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第32号

宮崎県総合計画審議会条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県総合計画審議会条例施行規則（平成18年宮崎県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(部会)	(部会)
第2条 [略]	第2条 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
4 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長がこれを定める。	4 部会に部会長を置き、部会に属する委員又は専門委員（専門とする事項が部会の所掌事務と同一の者に限る。）（以下「委員等」という。）のうちから会長がこれを定める。
5 [略]	5 [略]
6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。	6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員等が、その職務を代理する。
7 [略]	7 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年7月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第33号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和41年宮崎県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(支給対象者)	(支給対象者)
第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）又は求職者を作業環境に適応させる訓練（以下「職場適応訓練」という。）を受けている求職者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。	第3条 訓練手当は、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）又は求職者を作業環境に適応させる訓練（以下「職場適応訓練」という。）を受けている求職者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。
(1)～(10) [略]	(1)～(10) [略]

(11) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第 143号）第 3 条第 2 項に規定する帰国被害者等であって本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して 5 年を経過していないもの及び同項の帰国した被害者であってその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子及び孫が北朝鮮内にとどまっていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの

(12)～(15) [略]

2～4 [略]

(技能習得手当)

第 5 条 [略]

2 受講手当の日額は、500円とする。

3～7 [略]

(11) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第 143号）第 3 条第 2 項に規定する帰国被害者等であって本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して10年を経過していないもの及び同項の帰国した被害者であってその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子及び孫が北朝鮮内にとどまっていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの

(12)～(15) [略]

2～4 [略]

(技能習得手当)

第 5 条 [略]

2 受講手当の日額は、500円とする。ただし、平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に訓練を受講した場合における当該期間内の受講手当の日額は、700円とする。

3～7 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

告 示

宮崎県告示第 479号

計量法（平成 4 年法律第51号）第19条第 1 項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。ただし、特定計量器が特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第70号）第39条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、平成22年11月 1 日から平成22年11月30日までの間に当該特定計量器の定期検査を当該特定計量器の所在の場所で実施する。

平成22年 7 月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

対象となる特定計量器	検査期日	検査受付時間	検査場所	検査区域
質量計	8月23日	午前10時30分から午後0時まで	日南市役所鶴戸支所	日南市全域
	8月23日	午後1時30分から午後3時まで	日南市下方宮農研修センター	日南市全域
	8月24日	午前10時30分から午後3時まで	日南市役所	日南市全域
	8月25日	午前10時30分から午後3時まで	北郷町農村環境改善センター	日南市北郷町全域
	9月6日	午前11時から午後3時まで	串間市勤労青少年ホーム	串間市全域
	9月7日	午前10時30分から午後3時まで	南郷町総合支所総務課横車庫	日南市南郷町全域

8月23日から10月29日まで	午前8時30分から午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	日南市、串間市全域
8月26日	午後1時00分から午後3時まで	西米良村役場	西米良村全域
8月26日から10月29日まで	午前8時30分から午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	西米良村全域
8月27日	午前10時から午後1時30分まで	小林市野尻庁舎	小林市野尻全域
8月30日	午前10時30分から午後1時30分まで	須木総合ふるさとセンター	小林市須木全域
9月3日	午前10時30分から午後3時まで	高原町役場	高原町全域
8月27日から10月29日まで	午前8時30分から午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	西諸県郡全域

備考

検査期日は、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除く。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、宮崎市が行う土地改良事業（西の原地区、ため池等整備事業）の施行に同意した。

平成22年 7 月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫